

令和 6 年度第 8 回庁議提案 審議・報告・その他

提出 日：令和 6 年 7 月 1 8 日

担当部・課：教育委員会博物館〔9 8－4 8 3 1〕

① 件 名
石巻市博物館協議会の位置づけの変更について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 本市では、令和 3 年 1 1 月 3 日に開館した石巻市博物館において、学識経験者等の委員から意見聴取を行う石巻市博物館協議会を設置し、新たな文化拠点としてよりよい博物館活動を展開していくため、令和 4 年 4 月に石巻市博物館協議会条例を施行した。 また、博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）の一部を改正する法律が令和 5 年 4 月に施行されたことにともない、石巻市博物館協議会条例を改正し、令和 5 年 6 月に施行した。 石巻市博物館協議会の開催に向け、宮城県等と調整を行ってきたところ、石巻市博物館は同法 2 条第 1 項に規定する博物館（登録博物館）ではないことから、法定の博物館協議会を設置することができないことが判明した。 【目的】 石巻市博物館協議会を博物館法に基づかない任意設置の協議会に位置づけを変更し、同協議会を開催することで、学識経験者等の委員の意見を聴きながら、博物館活動を展開していく。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号） 博物館法施行規則（昭和 3 0 年文部省令第 2 4 号） 博物館法施行細則（令和 5 年宮城県教育委員会規則第 3 号） 【〔総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無〕 又は 〔個別計画との整合性〕】
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
令和 3 年 4 月 石巻市複合文化施設供用開始 1 1 月 石巻市博物館供用開始 令和 4 年 4 月 石巻市博物館協議会条例施行 令和 5 年 6 月 石巻市博物館協議会条例の一部改正
⑤ 主な内容
博物館協議会を博物館法（昭和 2 6 年法律第 2 8 5 号）第 2 3 条第 1 項の規定に基づき設置することとしていたが、これを同法によらない任意設置の博物館協議会に改める。 また、設置目的において、博物館長の諮問に応じること、博物館長に対して意見を述べることと規定していたものを教育長に改める。 そのほか、委員が委嘱された後、最初に招集すべき協議会の会議の招集は博物館長が行うとしていたものを教育長に改める。

⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）	
【影響・効果】 学識経験者等の専門家から意見を聴取することによって、充実した博物館活動を展開することができ、市民へ歴史・文化に触れる機会を提供できる。 なお、博物館協議会の位置づけを任意設置と改めた場合でも、その役割に変更はない。 【市財政への負担】（令和6年当初予算額） 委員報酬 1 3 3 千円（1回当たり9,500円×7人×2回） 費用弁償 6 4 千円 合計 1 9 7 千円	
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内他施設（東北歴史博物館、宮城県美術館、仙台市博物館）においては、博物館協議会を設置し、同様の業務を実施している。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和6年 9月	市議会第3回定例会に石巻市博物館協議会条例の一部改正について提案 （施行予定年月日：令和6年10月1日） 石巻市教育委員会の組織等に関する規則の改正（令和6年10月1日施行）
10月～	石巻市博物館協議会を開催しながら、博物館法等に規定する各種登録・承認要件を満たすよう取り組み、登録博物館、公開承認施設を目指す
⑨ その他	